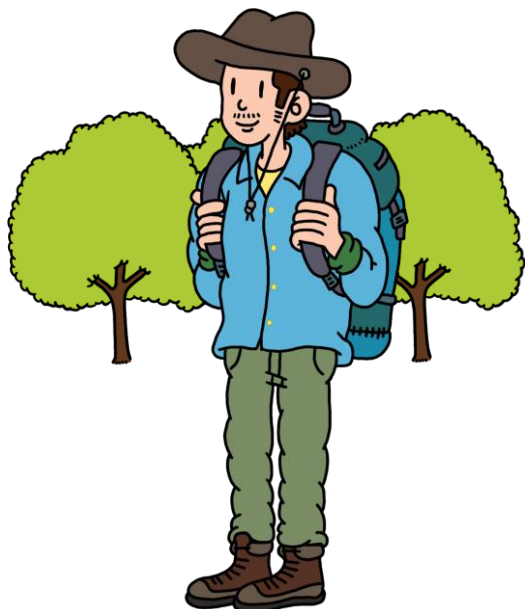


世界で一番
お客様を幸せにするファンドでありたい



かいたくファンド

追加型投信／内外／株式／
ファンド・オブ・ファンズ
(分配金再投資専用)

たっぷりと海外株式投資

- ・本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に記載されています。ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社（クローバー・アセットマネジメント株式会社）のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- ・投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

■委託・販売会社

（ファンドの運用の指図及び販売を行う者です。）

クローバー・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2727号

■受託会社

（ファンドの財産の保管及び管理を行う者です。）

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

【お問合せ先】 TEL 03-6262-3923 [受付時間 9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）]



0800-5000-968（通話料無料）

ホームページ <https://www.clover-am.co.jp/>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

■委託会社の情報

委託会社名：クローバー・アセットマネジメント株式会社

設立年月日：2006年3月28日

資本金：1億円

運用する信託財産の合計純資産総額：10,776百万円

（資本金、運用する信託財産の合計純資産総額は2018年9月末現在のものです。）

※単位未満は切り捨てて表示しております。

■商品分類及び属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	株式	その他資産（投資信託証券（株式一般））	年1回	グローバル（日本含む）	ファンド・オブ・ファンズ	あり（適時ヘッジ）

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

- ・この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「かいたくファンド」（以下「当ファンド」といいます）の受益権の募集について、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年5月18日に関東財務局長に提出しており、2018年5月19日にその効力が発生しております。また、半期報告書の提出に伴い、同法7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2018年11月22日に関東財務局長に提出しております。
- ・当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者（投資者）の意向を確認いたします。
- ・当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法（平成18年法律第108号）に基づき分別管理されております。

◆ファンドの目的・特色◆

ファンドの目的

当ファンドは、複数のファンドに分散投資を行う、ファンド・オブ・ファンズ（※）方式により、投資家の方々の長期的な資産形成のお手伝いをさせていただくことを目的にし、信託財産の長期的な成長を目指した運用を行います。

ファンドの特色

1 「世界投資」

当ファンドは、運用資産を長期的に大きく成長させるため、日本だけでなく成長を続ける世界へ投資を行います。世界へ投資することで、世界経済のダイナミックな成長の恩恵を得ることが可能となります。

2 「分散投資」

当ファンドは、為替変動や政変・戦争など世界の株式市場に投資した場合のさまざまなリスクを抑えるために複数のファンドに投資を行うファンド・オブ・ファンズ※の投資手法を利用することで、国、地域、銘柄、産業などを分散し、時間（投資するタイミング）も分散します。

3 「長期投資」

当ファンドは、短期的な運用成績の追求は目標とせず、長期的な運用リターンを最大化することを追求します。具体的には長期的な価値以上に割安となった国、地域、銘柄、産業などを投資対象とするファンドへの投資を行い長い時間軸で運用リターンを最大化する「バイ＆ホールド」を基本的な戦略とします。但し、株価が割高であると判断した時や株価のボラティリティ（変動）が大きくなると判断した時は、長期的な運用リターンを最大化するために現金比率を最大限高めて基準価額のボラティリティ（変動）を抑えます。

4 「世界中から厳選したファンド」

当ファンドは、基準価額の変動を抑え長期間にわたり、安定的な成長を目指すファンドやインデックスを上回るようなファンド、有望な国、地域、産業などを投資対象とするファンドを、厳格な基準に基づいて選別して投資対象のファンドとします。

5 「アセットアロケーション」

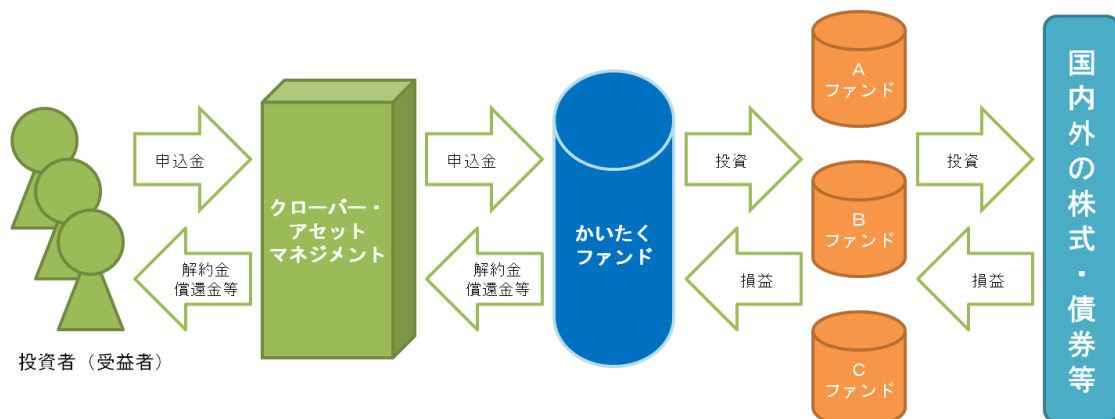
当ファンドは、世界の景気サイクルに沿って投資する国、地域、産業などを大きく切り替えていくことで、資産配分の調整を行います。また、キャッシュも重要なアセットアロケーションのクラスと考えておりマーケット環境によっては、積極的にキャッシュ比率を最大限引き上げる場合もあります。

資金動向及び市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ファンド・オブ・ファンズとは

投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託をいいます。ファンドが主要投資対象とする投資信託（「指定投資信託証券」といいます。）の中には、直接株式市場に投資するものも、ファミリーファンド方式でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

<イメージ図>



分配方針

a. 収益分配方針

当ファンドは、毎決算時に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当収等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。但し、分配対象額が少額の場合等の理由により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配にあてなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

b. 当ファンドは分配金再投資専用です。収益分配金は所得税、復興特別所得税及び地方税を控除した金額を、ファンドの受益権の取得申込金として、受益者（委託会社の指定する第一種金商品取引業者及び登録金融機関を含みます。）毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。

※収益分配金を再投資する場合は、販売手数料はかかりません。

<分配金に関する留意点>

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

投資制限

- ・ 投資信託証券への投資割合等には制限を設けません。
- ・ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。但し、信託約款又は規約等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ・ 株式への直接投資は行いません。
- ・ デリバティブの直接利用は行いません。
- ・ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

◆投資リスク◆

当ファンドは、株式などに投資する投資信託証券に投資しますので（ファンド・オブ・ファンズ方式といいます。）基準価額はそれら組入株式等の値動きにより変動します。また、外貨建資産に投資する場合、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により基準価額は変動します。**従って、投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、全て投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。**

基準価額の変動要因

主なリスクは以下の通りですが、当ファンドに係る全てのリスクを完全には網羅しておりませんので、ご留意下さい。

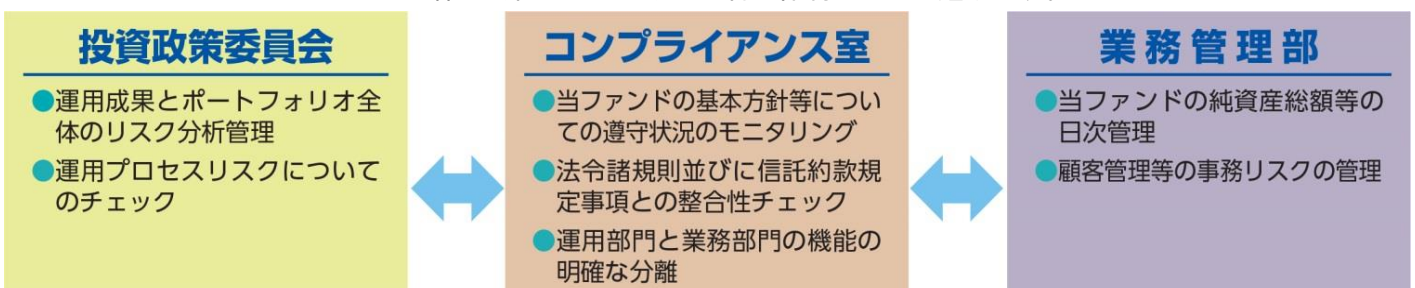
価格変動リスク	当ファンドは、国内外の株式等へ投資する投資信託を通じて、間接的に株式等へ投資します。株価は、国内外の政治・経済情勢、株式等の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また、短期間に大幅に変動することがあります。一般に、新興国の株式等は先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落し、損失を被る場合があります。
為替変動リスク	世界各国の通貨建有価証券等に投資する場合、円貨ベースの資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは、一般に当該国・地域の政治、経済及び社会情勢等の変化により変動します。従って、これらの影響を受け、基準価額が変動する可能性があります。
カントリー・リスク	外国証券への投資には、当該国・地域の政治、経済及び社会情勢等の変化により混乱が生じた場合には、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。その場合に基準価額は下落し、損失を被る場合があります。
信用リスク	間接的に投資する株式について、発行者の経営、財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は、価格下落の要因のひとつであり、それにより基準価額が下落することがあります。
流動性リスク	市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、組入有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
大量解約に伴う ファンドの資産売却 によるリスク	一時に相当金額の解約申込があった場合、資金手当てのために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、当該保有資産を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、結果として基準価額が下落する場合があります。

<その他の留意点>

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険機構、貯金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

リスクの管理体制

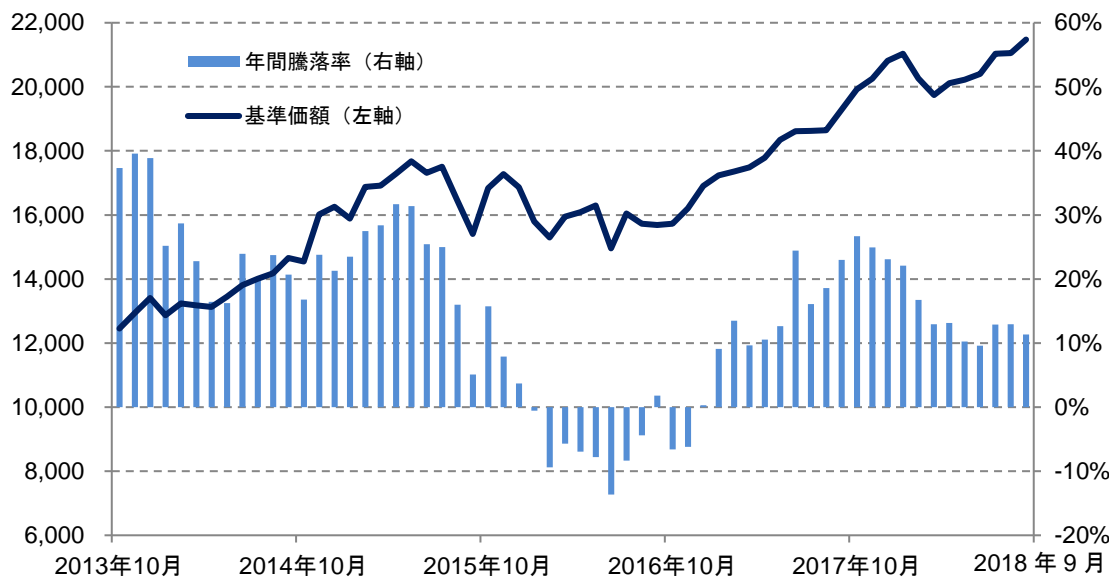
クローバー・アセットマネジメント株式会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



※リスク管理体制は、2018年9月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

◆参考情報◆

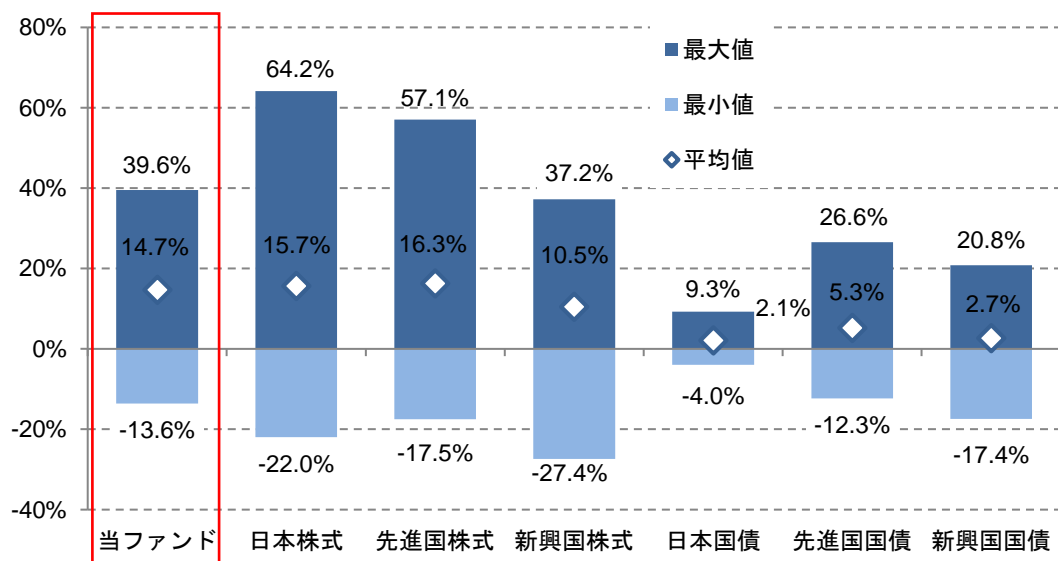
当ファンドの年間騰落率及び基準価額の推移（2013年10月～2018年9月）



※分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示していません。

※2013年10月から2018年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び基準価額の推移を表示したものです。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較（2013年10月～2018年9月）



※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2013年10月から2018年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を示したものです。

【各資産クラスの指数】

日本株式：東証株価指数(TOPIX)配当込み指数

先進国株式：MSCI Kokusai (World ex Japan) Index

新興国株式：MSCI EM (Emerging Markets) Index

日本国債：NOMURA-BPI 国債

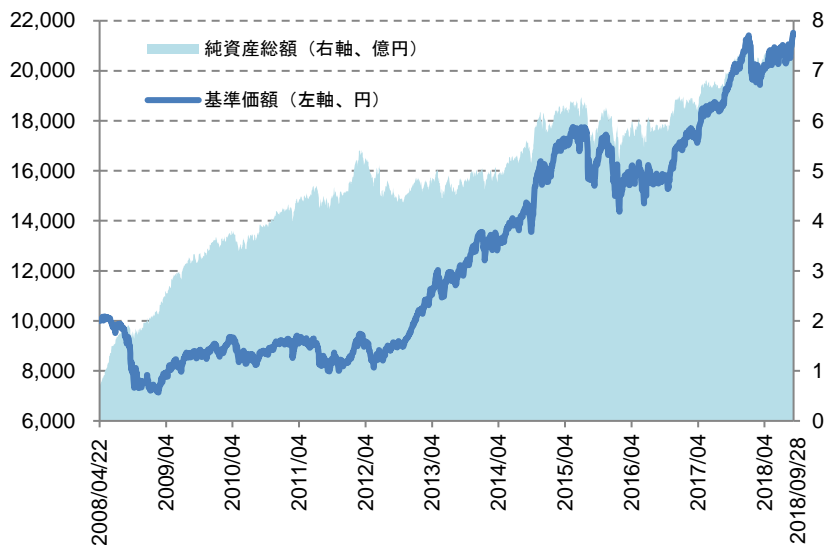
先進国国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし円ベース）

新興国国債：THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
 騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。
 THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。NOMURA-BPI に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

◆運用実績◆ (作成基準日：2018年9月28日)

基準価額・純資産総額の推移 (2008年4月22日 (設定日) ~2018年9月28日)



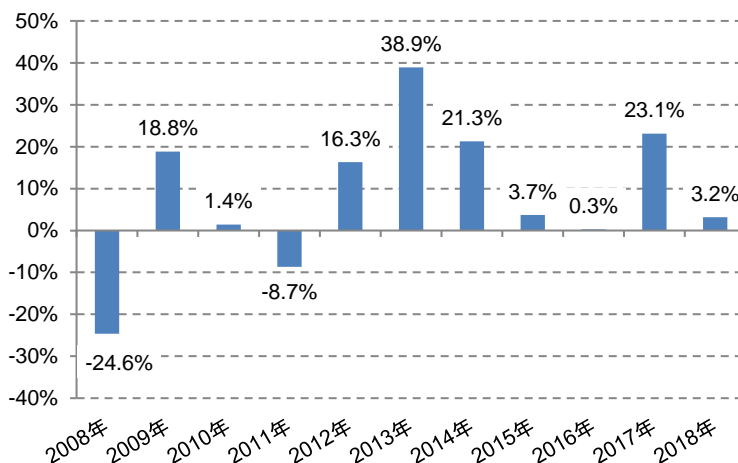
基準価額
21,475 円
純資産総額
754 百万円

※基準価額は1万口当りの金額です。

分配の推移 (税引前)

決算日	1万口あたりの分配金
第6期 (2014年2月25日)	0円
第7期 (2015年2月25日)	0円
第8期 (2016年2月25日)	0円
第9期 (2017年2月27日)	0円
第10期 (2018年2月26日)	0円
設定来累計	0円

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※2008年は設定日 (2008年4月22日) から年末までの収益率、2018年は1月から作成基準日 (2018年9月28日) までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

主な資産の状況

順位	銘柄	主な投資地域	通貨	比率
1	TMA 長期投資ファンド (適格機関投資家限定)	内外	円建	44.08%
2	コムジエスト・グローバル・ワールド EUR I Acc クラス (アイルランド 籍ユーロ建外国投資法人)	内外	ユーロ建	26.83%
3	ニッポンコムジエスト・ヨーロッパ・ファンド SA (適格機関投資家限定)	海外	円建	15.22%
4	ニッポンコムジエスト・エマージング・マーケット・ファンド SA (適格機関投資家限定)	海外	円建	3.99%

※比率は純資産総額に対する割合です。

運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
最新の運用実績は、表紙に記載する当社のホームページでご確認いただけます。

追加的記載事項

指定投資信託証券の概要

※ここに記載されている各ファンドの内容等は、目論見書作成時点のものであり、今後変更されることがあります。
また組入れにあたっては、国内外のETF（上場投資信託等）に投資する場合があります。

1	ファンド名	TMA 長期投資ファンド（適格機関投資家限定）
	委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
	主な投資地域・投資対象	国内外の株式等
2	ファンド名	コムジェスト・グロース・ワールド EUR I Acc クラス（アイルランド籍EU建外国投資法人）
	投資運用会社	コムジェスト・アセットマネジメント・インターナショナル・リミテッド
	主な投資地域・投資対象	国内外の株式等
3	ファンド名	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A（適格機関投資家限定）
	委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
	主な投資地域・投資対象	ヨーロッパの株式等
4	ファンド名	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A（適格機関投資家限定）
	委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
	主な投資地域・投資対象	新興国の株式等

◆手続・手数料等◆

お申込みメモ

購入単位	1万円以上1円単位
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1円以上1円単位の『金額指定』、又は『全額換金』
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額
換金代金	原則として、お申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2018年5月20日から2019年5月20日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で受益権の購入申込及び換金申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入及び換金申込を取り消すことがあります。
信託期間	無期限（設定日：2008年4月22日）
繰上償還	信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、一部解約により純資産総額が10億円を下回ることとなったとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎年2月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ・分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ・当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は、所得税、地方税及び復興特別所得税を控除した後、再投資されます。
信託金の限度額	1,000億円
公告	公告は電子公告（ https://www.clover-am.co.jp/ ）により行います。電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算後及び償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者（投資者）に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

◆ファンドの費用・税金◆

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入・換金時手数料	ありません。また、再投資される収益分配金についても、申込手数料はかかりません。			
信託財産留保額	ありません。			
投資者が間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	<p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に年0.756%(税抜0.70%)の率を乗じて得た額とします。</p> <p>信託報酬及び監査費用は、毎計算期間の3ヶ月毎の終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日とします)、及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支払われます。</p>		
		配分		費用の内容
	委託会社	年0.3996%(税抜年0.37%)	委託した資金の運用の対価	
	販売会社	年0.3240%(税抜年0.30%)	口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	
	受託会社	年0.0324%(税抜年0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	
	投資対象とする投資信託証券	対象ファンドの名称		信託報酬(年率)
		TMA 長期投資ファンド(適格機関投資家限定)		0.513%(税抜 0.475%)
		ニッポンコムジエスト・ヨーロッパ・ファンド SA(適格機関投資家限定)		1.08%(税抜 1.0%)
		ニッポンコムジエスト・エマージング・マーケット・ファンド SA(適格機関投資家限定)		1.08%(税抜 1.0%)
		コムジエスト・グローバル・EUR I Accクラス(アイルランド籍ユーロ建外国投資法人)		0.85%
	費用の内容	対象ファンドにおける運用管理費等		
実質的な負担	年1.4±0.2%(税込/概算)			
※なお、信託財産の純資産総額の増加に応じて運用管理費用(率)が逡減します。				
	純資産総額	信託報酬総額	委託会社	受託会社
	300億円迄	年0.7560%(税抜年0.70%)	年0.3996%(税抜年0.37%)	年0.0324%(税抜年0.03%)
	300億円を超える部分	年0.6480%(税抜年0.60%)	年0.3456%(税抜年0.32%)	年0.0324%(税抜年0.03%)
	800億円を超える部分	年0.5400%(税抜年0.50%)	年0.2916%(税抜年0.27%)	年0.0324%(税抜年0.03%)
その他費用・手数料	当ファンド	<p>①信託財産で間接的に負担する費用・税金</p> <p>信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等、ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料及び売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額の費用は、信託財産から支払われます。</p> <p>②その他</p> <p>その他、有価証券届出書、有価証券報告書、運用報告書及び目論見書など法定資料の作成・交付に係る費用並びに監査費用等は、投資信託財産の純資産総額の年0.108%(税抜年0.10%)を上限として投資信託財産から支払うことができます。</p>		
	投資対象とする投資信託証券	対象ファンドの名称		信託財産留保金(上限)
		TMA 長期投資ファンド(適格機関投資家限定)		解約時の基準価額の0.3%
		※上記以外に各ファンドにより、監査費用、租税、信託事務の処理に要する諸費用がかかる場合があります。		
※但し、当該費用は信託財産の規模等により変動するため、事前に料率や上限を表示することができません。				

※費用の合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金（解約）時及び償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

※上記は 2018 年 9 月末現在の税法によるものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

お申込みの際には、下記の事項及び投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

当社の金融商品取引契約に係わる役割

当社は、当ファンドの設定・運用、募集及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社の金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 2 項の規定に基づく第二種金融商品取引業及び同条第 4 項の規定に基づく投資運用業です。当社において投資信託の取引が行われる場合は、次の方法によります。

- ・お取引にあたっては、総合取引口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お取引は原則として、お客さまが当社の指定する銀行口座へ購入代金を送金し、当社がその入金及び注文内容を確認することで、その全額をもってファンドの購入申し込みの受付とします。
- ・お取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします。
- ・お取引をされたお客さまには、取引報告書のほか取引残高報告書を原則として 3 ヶ月ごとに作成し、ご報告します。年間を通してお取引がない場合でも、口座に残高があるお客さまには年 1 回「取引残高報告書」をお送りいたします。

当社の概要

商号等： クローバー・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2727 号
本店所在地： 〒104-0031 東京都中央区京橋三丁目 3 番 4 号 京橋日英ビル 3 階
加入協会： 一般社団法人 投資信託協会
資本金： 1 億円（2018 年 9 月末現在）
主な事業： 第二種金融商品取引業、投資運用業
設立年月日： 2006 年 3 月 28 日
連絡先： TEL 03-6262-3921（代表）
受付時間 9:00～17:00（土日祝・年末年始を除く）

苦情処理措置及び紛争解決措置

当社は上記加入協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

※契約締結前交付書面は、投資信託説明書（交付目論見書）の一部を構成するものではありません。

また、この情報は、投資信託説明書（交付目論見書）の記載情報ではありません。